【特例措置を考慮した場合の対象経費（額・期間等）の考え方】

【原則】

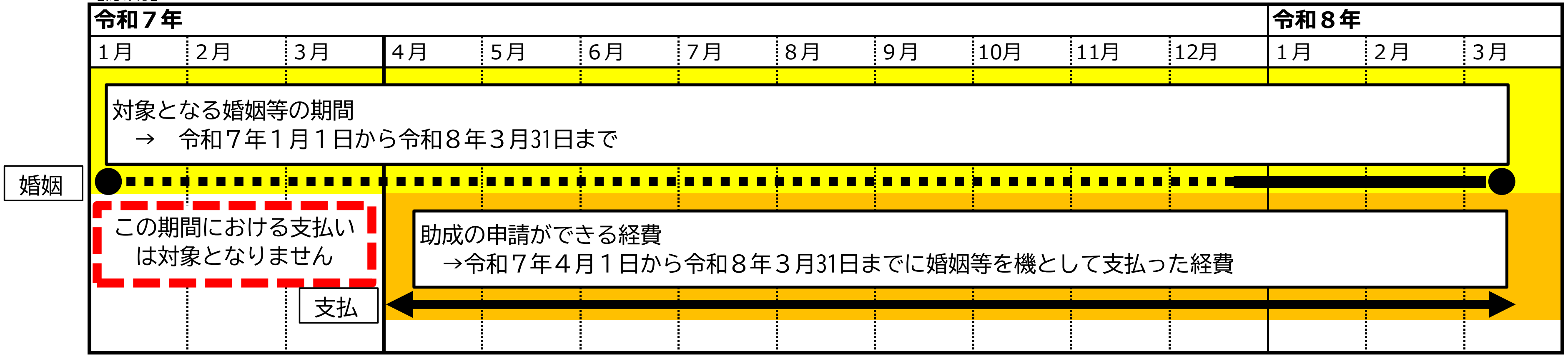

令和7年1月から3月に婚姻等した方への特例措置

令和7年1月から3月の間に婚姻等をした方の家賃・共益費の上限額は、
家賃・共益費の月額×3＋**令和7年1月から3月までに支払った賃貸契約時の敷金・礼金や引越費用等**の金額とします。
ただし、世帯ごとに定める助成金の上限額（30万円又は60万円）を超えて申請することはできません。

【特例措置・想定事例】 令和7年１月から３月に婚姻等をし、２月に住宅賃借時の初期費用及び引越し費用の支払いをした場合

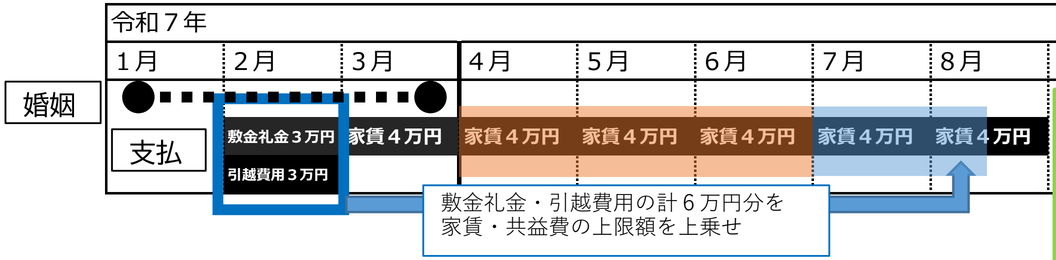

：家賃・共益費の上限額（通常）
：特例措置による家賃・共益費の上限額の上乗せ

【上限額】１８万円
（内訳）
・通常の家賃・共益費の上限額：４万円（家賃月額）×３＝１２万円
・特例措置による家賃・共益費の上限額の上乗せ：６万円（敷金・礼金・引越費用）
【対象経費として計上できる経費】
２０万円（令和７年４月から８月に支払った家賃・共益費）
→令和７年４月から８月に支払った家賃・共益費についての助成額は、１８万円となります。
（※特例措置が適用されない方の助成額は１２万円となります。）